



山形県公報

令和元年11月19日（火）
第57号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則……………（商業・県産品振興課）…691

### 告 示

- 救急病院等の告示……………（地域医療対策課）…同
- 県営土地改良事業に係る換地処分……………（置賜総合支庁農村整備課）…692
- 道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課）…同
- 県道の供用の開始……………（同）…同
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）…693

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・県産品振興課）…同
- 同……………（同）…694
- 県営住宅入居者の一般公募……………（村山総合支庁建築課）…695
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（教育庁）…701
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（同）…同

## 規 則

山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第37号

#### 山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県中小企業高度化資金貸付規則（昭和43年2月県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第17号中「第9条第2項」を「第15条第2項」に改め、同項第19号中「承認振興事業計画」を「承認計画」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第452号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和元年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称     | 所 在 地          | 認 定 期 間                     |
|---------|----------------|-----------------------------|
| 山形徳洲会病院 | 山形市清住町二丁目3番51号 | 令和元年12月1日から<br>令和4年11月30日まで |

**山形県告示第453号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営高山地区土地改良事業に係る換地処分をした。

令和元年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第454号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和元年11月19日から同年12月3日まで縦覧に供する。

令和元年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 吹浦酒田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長         |
|-----------------------------------|------|-------------------|-------------|
| 飽海郡遊佐町菅里字菅野南山36番12から<br>同 26番29まで | 旧    | 8.0メートル<br>} 7.1  | メートル<br>278 |
| 同 上                               | 新    | 8.0メートル<br>} 7.1  | 同 上         |
| 同 上                               |      | 10.8メートル<br>} 7.0 | メートル<br>326 |

**山形県告示第455号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和元年11月19日から同年12月3日まで縦覧に供する。

令和元年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 吹浦酒田線
- 2 供用開始の区間 飽海郡遊佐町菅里字菅野南山36番12から  
同 26番29まで
- 3 供用開始の期日 令和元年11月19日

**山形県告示第456号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
米沢市板谷地内
- 2 公共測量を実施する期間

令和元年11月1日から同年12月18日まで

3 作業の種類

公共測量（基準点測量、地形測量及び路線測量）

**山形県告示第457号**

次の開発行為は、完了した。

令和元年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

令和元年5月27日 指令村総建第142号

2 開発区域に含まれる地域の名称

寒河江市大字慈恩寺字醍醐1178番1、1178番2、1178番8、1179番1

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

寒河江市中央一丁目9番45号 寒河江市土地開発公社

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに高島町役場において令和2年3月19日まで縦覧に供する。

令和元年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カワチ薬品高島店

東置賜郡高島町大字高島字川辺1558番外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ダイユーエイト 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地

代表取締役 浅倉 俊一

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）

| 名 称        | 所 在 地                 |
|------------|-----------------------|
| ダイユーエイト高島店 | 東置賜郡高島町大字高島字川辺1559番1外 |

（変更後）

| 名 称          | 所 在 地                |
|--------------|----------------------|
| （仮称）カワチ薬品高島店 | 東置賜郡高島町大字高島字川辺1558番外 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

| 名 称         | 住 所               | 代表者の氏名  |
|-------------|-------------------|---------|
| 株式会社ダイユーエイト | 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地 | 浅 倉 俊 一 |

（変更後）

| 名 称       | 住 所              | 代表者の氏名  |
|-----------|------------------|---------|
| 株式会社カワチ薬品 | 栃木県小山市大字卒島1293番地 | 河 内 伸 二 |

4 変更年月日

(1) 3の(1)に掲げる事項

イ 名称に係るもの 令和元年8月1日

ロ 所在地に係るもの 平成14年2月26日

(2) 3の(2)に掲げる事項 令和元年8月1日

5 届出年月日

令和元年9月17日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年3月19日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに高島町役場において令和2年3月19日まで縦覧に供する。

令和元年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カワチ薬品高島店

東置賜郡高島町大字高島字川辺1558番外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ダイユーエイト 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地

代表取締役 浅倉 俊一

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

イ 駐輪場の位置

（変更前）縦覧に供する図面のとおり

（変更後）縦覧に供する図面のとおり

ロ 荷さばき施設の位置

（変更前）縦覧に供する図面のとおり

（変更後）縦覧に供する図面のとおり

ハ 廃棄物等の保管施設の位置

（変更前）縦覧に供する図面のとおり

（変更後）縦覧に供する図面のとおり

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|---------------|---------|---------|
| 株式会社ダイユーエイト   | 午前9時    | 午後8時50分 |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|---------------|---------|---------|
| 株式会社カワチ薬品     | 午前8時15分 | 午後8時50分 |

ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時から午後9時まで

(変更後) 午前8時から午後9時まで

ハ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前8時から午後9時まで

(変更後) 午前6時から午後9時まで

## 4 変更年月日

令和元年10月15日

## 5 届出年月日

令和元年9月17日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年3月19日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和元年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称                  | 所在地                 | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                           |                                         |                                         |                                         | 摘要     |                                         |                                         |
|---------------------|---------------------|------|-------------------------------|------|-----|------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|--------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
|                     |                     | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者<br>円 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者<br>円 |
| 県営鈴川第2ア<br>パート1号    | 山形市鈴川町三<br>丁目18-48  | 3K   | 44.4                          | 1    | 一般用 | 11,900                       | 13,800                                  | 15,700                                  | 17,800                                  | 19,800 | 19,800                                  | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額                |
| 同                   | 同                   | 同    | 44.4                          | 2    | 同   | 11,900                       | 13,800                                  | 15,700                                  | 17,800                                  | 19,800 | 19,800                                  | 単身可                                     |
| 同                   | 同<br>18-51          | 同    | 44.4                          | 2    | 同   | 12,300                       | 14,300                                  | 16,300                                  | 18,400                                  | 19,200 | 19,200                                  | 単身可                                     |
| 同                   | 同                   | 同    | 44.4                          | 1    | 同   | 12,300                       | 14,300                                  | 16,300                                  | 18,400                                  | 19,200 | 19,200                                  | 同                                       |
| 同                   | 同<br>17-25          | 同    | 44.4                          | 1    | 同   | 12,100                       | 14,000                                  | 16,000                                  | 18,100                                  | 19,800 | 19,800                                  | 同                                       |
| 同                   | 同<br>17-22          | 同    | 44.4                          | 2    | 同   | 12,100                       | 14,000                                  | 16,000                                  | 18,100                                  | 19,800 | 19,800                                  | 同                                       |
| 同                   | 同<br>17-17          | 同    | 44.4                          | 1    | 同   | 12,300                       | 14,300                                  | 16,300                                  | 18,400                                  | 19,200 | 19,200                                  | 単身可                                     |
| 同<br>五十鈴アパ<br>ート1号  | 同<br>大野目二<br>丁目2-52 | 同    | 51.2                          | 2    | 同   | 14,600                       | 16,900                                  | 19,300                                  | 21,700                                  | 24,900 | 26,400                                  | 同                                       |
| 同                   | 同<br>2-50           | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 14,600                       | 16,900                                  | 19,300                                  | 21,700                                  | 24,900 | 26,400                                  | 同                                       |
| 同                   | 同<br>2-46           | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 14,600                       | 16,900                                  | 19,300                                  | 21,700                                  | 24,900 | 26,400                                  | 同                                       |
| 同<br>馬見ヶ崎ア<br>パート1号 | 同<br>円心寺町<br>21-27  | 3DK  | 59.3                          | 2    | 同   | 17,800                       | 20,500                                  | 23,500                                  | 26,500                                  | 30,300 | 34,900                                  | 同                                       |
| 同                   | 同<br>21-26          | 同    | 59.3                          | 1    | 同   | 17,800                       | 20,500                                  | 23,500                                  | 26,500                                  | 30,300 | 34,900                                  | 同                                       |
| 同<br>桜町アパー<br>ト1号   | 同<br>桜町四丁<br>目12-16 | 同    | 58.4                          | 2    | 同   | 18,600                       | 21,500                                  | 24,600                                  | 27,800                                  | 31,700 | 36,600                                  | 同                                       |
| 同                   | 同                   | 4DK  | 71.5                          | 1    | 同   | 22,800                       | 26,400                                  | 30,200                                  | 34,000                                  | 38,900 | 44,900                                  | 同                                       |

|                 |                      |      |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|-----------------|----------------------|------|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 宮町アパー<br>ト1号  | 同 宮町二丁<br>目8-23      | 3DK  | 66.5 | 1 | 同 | 22,100 | 25,500 | 29,200 | 32,900 | 37,600 | 43,400 |     |
| 同               | 同                    | 同    | 66.5 | 1 | 同 | 22,100 | 25,500 | 29,200 | 32,900 | 37,600 | 43,400 | 単身可 |
| 同 4号            | 同 8-32               | 同    | 62.6 | 1 | 同 | 21,400 | 24,700 | 28,300 | 31,900 | 36,500 | 42,100 |     |
| 同 深町アパー<br>ト1号  | 同 深町一丁<br>目7-39      | 同    | 64.2 | 1 | 同 | 22,300 | 25,700 | 29,400 | 33,200 | 38,000 | 43,800 |     |
| 同 あたごアパ<br>ート   | 同 小白川町<br>五丁目27-15   | 3LDK | 71.9 | 3 | 同 | 28,900 | 33,400 | 38,100 | 43,000 | 49,200 | 56,700 |     |
| 同 土屋倉アパ<br>ート1号 | 同 山市美咲町二<br>丁目3      | 3DK  | 51.8 | 1 | 同 | 12,500 | 14,500 | 16,600 | 18,700 | 21,400 | 24,700 |     |
| 同 2号            | 同                    | 同    | 51.8 | 1 | 同 | 12,700 | 14,600 | 16,800 | 18,900 | 21,600 | 24,900 |     |
| 同 3号            | 同                    | 同    | 53.7 | 1 | 同 | 13,600 | 15,700 | 18,000 | 20,300 | 23,200 | 26,700 |     |
| 同 鷺ヶ袋アパ<br>ート1号 | 同 旭町二丁<br>目7-1       | 同    | 54.6 | 2 | 同 | 13,200 | 15,200 | 17,400 | 19,600 | 22,400 | 25,900 |     |
| 同               | 同                    | 同    | 54.6 | 1 | 同 | 13,200 | 15,200 | 17,400 | 19,600 | 22,400 | 25,900 | 単身可 |
| 同 長清水アパ<br>ート1号 | 同 長清水一<br>丁目10-11    | 同    | 69.4 | 1 | 同 | 22,300 | 25,700 | 29,400 | 33,200 | 37,900 | 43,700 |     |
| 同 日光アパー<br>ト4号  | 同 天童市北久野本<br>四丁目14-4 | 同    | 62.9 | 1 | 同 | 22,200 | 25,600 | 29,300 | 33,000 | 37,800 | 43,600 |     |
| 同 5号            | 同 17-5               | 同    | 62.9 | 1 | 同 | 22,300 | 25,800 | 29,500 | 33,200 | 38,000 | 43,800 |     |
| 同 長岡アパー<br>ト1号  | 同 中里一丁<br>目2-1       | 同    | 75.9 | 1 | 同 | 27,500 | 31,700 | 36,300 | 40,900 | 46,800 | 54,000 |     |
| 同 2号            | 同 2-2                | 同    | 75.9 | 1 | 同 | 27,500 | 31,700 | 36,300 | 40,900 | 46,800 | 54,000 |     |
| 同 交り江アパ<br>ート2号 | 同 交り江五<br>丁目10-2     | 同    | 62.8 | 3 | 同 | 17,100 | 19,700 | 22,500 | 25,400 | 29,000 | 33,500 |     |

|                  |                            |       |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|------------------|----------------------------|-------|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 天童駅西ア<br>パート1号 | 同 駅西二丁<br>目2-27            | 同     | 64.2 | 1 | 同 | 19,000 | 22,000 | 25,100 | 28,300 | 32,400 | 37,400 |     |
| 同                | 同                          | 同     | 61.0 | 1 | 同 | 18,100 | 20,900 | 23,900 | 26,900 | 30,800 | 35,500 |     |
| 同 天童南部ア<br>パート3号 | 同 南町三丁<br>目18-3            | 3 LDK | 77.6 | 1 | 同 | 28,400 | 32,800 | 37,500 | 42,300 | 48,300 | 55,800 |     |
| 同 4号             | 同 18-4                     | 同     | 79.9 | 1 | 同 | 29,400 | 33,900 | 38,800 | 43,700 | 50,000 | 57,700 |     |
| 同 近江アパー<br>ト1号   | 東村山郡山辺町<br>近江1-1           | 3 DK  | 64.2 | 2 | 同 | 19,100 | 22,100 | 25,300 | 28,500 | 32,600 | 37,600 |     |
| 同 2号             | 同                          | 同     | 64.6 | 1 | 同 | 19,500 | 22,500 | 25,800 | 29,100 | 33,200 | 38,300 |     |
| 同 中原アパー<br>ト1号   | 同 中山町<br>大字長崎881-<br>2     | 同     | 69.4 | 1 | 同 | 22,800 | 26,300 | 30,100 | 33,900 | 38,800 | 44,800 |     |
| 同 2号             | 同                          | 同     | 69.4 | 1 | 同 | 23,100 | 26,600 | 30,500 | 34,400 | 39,300 | 45,300 | 单身可 |
| 同 長崎アパー<br>ト     | 同 8035-<br>205             | 同     | 62.8 | 1 | 同 | 16,800 | 19,400 | 22,100 | 25,000 | 28,600 | 33,000 |     |
| 同 塩水アパー<br>ト2号   | 寒河江市大字寒<br>河江字塩水46-<br>1   | 同     | 70.7 | 1 | 同 | 23,500 | 27,100 | 31,000 | 35,000 | 40,000 | 46,200 |     |
| 同 南寒河江ア<br>パート2号 | 同 高<br>屋字西浦100-<br>5       | 同     | 64.2 | 1 | 同 | 17,500 | 20,200 | 23,100 | 26,100 | 29,800 | 34,400 |     |
| 同 谷地アパー<br>ト1号   | 西村山郡河北町<br>谷地荒町東一丁<br>目4-1 | 同     | 59.3 | 1 | 同 | 14,500 | 16,800 | 19,200 | 21,700 | 24,800 | 28,600 | 单身可 |
| 同 楯岡アパー<br>ト     | 村山市楯岡笛田<br>四丁目6-23         | 同     | 54.6 | 1 | 同 | 12,600 | 14,600 | 16,700 | 18,800 | 21,500 | 24,800 |     |
| 同                | 同                          | 同     | 54.6 | 2 | 同 | 12,600 | 14,600 | 16,700 | 18,800 | 21,500 | 24,800 | 单身可 |
| 同 楯岡中町ア<br>パート   | 同 楯岡中町<br>5-1              | 同     | 63.7 | 1 | 同 | 19,900 | 22,900 | 26,200 | 29,600 | 33,800 | 39,000 |     |
| 同 東根中央ア<br>パート1号 | 東根市中央四丁<br>目3-2            | 同     | 62.6 | 1 | 同 | 18,600 | 21,500 | 24,600 | 27,800 | 31,700 | 36,600 |     |



|   |              |                             |     |      |   |                    |        |        |        |        |        |        |     |
|---|--------------|-----------------------------|-----|------|---|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 | 同            | 同                           | 同   | 64.2 | 1 | 同                  | 19,100 | 22,100 | 25,300 | 28,500 | 32,600 | 37,600 |     |
| 同 | 尾花沢アパ<br>ート  | 尾花沢市新町一<br>丁目9-36           | 同   | 64.2 | 1 | 同                  | 19,500 | 22,600 | 25,800 | 29,100 | 33,300 | 38,400 |     |
| 同 | 同            | 同                           | 同   | 62.6 | 3 | 同                  | 19,000 | 22,000 | 25,200 | 28,400 | 32,400 | 37,400 |     |
| 同 | あけぼのア<br>パート | 北村山郡大石田<br>町大字大石田丁<br>277-4 | 2K  | 50.3 | 1 | 特定目的用<br>(高齢・身障者用) | 14,300 | 16,500 | 18,800 | 21,300 | 24,300 | 28,000 | 单身可 |
| 同 | 大石田アパ<br>ート  | 同<br>甲<br>623-157           | 3DK | 59.4 | 2 | 一般用                | 14,200 | 16,400 | 18,800 | 21,200 | 24,200 | 28,000 | 同   |
| 同 | 同            | 同                           | 同   | 59.4 | 1 | 同                  | 14,200 | 16,400 | 18,800 | 21,200 | 24,200 | 28,000 |     |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和元年12月3日から同月8日までの午前10時から午後6時まで  
ただし、郵送の場合は、令和元年12月8日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産
- 5 入居の時期 令和2年2月1日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
令和元年度旧山形県立酒田工業高等学校土壌汚染状況調査業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県教育庁総務課学校施設担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3284
- 3 落札者を決定した日 令和元年9月19日
- 4 落札者の名称及び所在地  
エヌエス環境株式会社山形支店 山形市東山形二丁目7番1号
- 5 落札金額 15,000,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和元年8月9日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県教育庁総務課学校施設担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3284
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和元年9月27日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
中間貯蔵・環境安全事業株式会社北海道PCB処理事業所 北海道室蘭市仲町14番地7
- 5 随意契約に係る契約金額 39,368,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

令和元年11月19日印刷 発行所 山 形 県 庁  
令和元年11月19日発行 発行人 山 形 県